

八千代市こども計画（第3期八千代市子ども・子育て支援事業計画）における見直し案

1 はじめに

(1) 八千代市こども計画について

本市では、ライフステージに応じた切れ目のない支援の円滑な実施や、市民のわかりやすさの向上等の効果が見込まれることから、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法の4つの法律に基づく各計画を包含した一体的な計画として、新たに令和7年3月に策定いたしました。

(2) 第3期八千代市子ども・子育て支援事業計画について

本市では、子育てを地域全体で支援していくことを目指し、待機児童の解消、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、地域におけるこども・子育て支援の充実を図ることとして、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした、第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画を策定し、第3期八千代市子ども・子育て支援事業計画を八千代市こども計画策定に伴い引き続き包含することといたしました。

- ①位置付け： 子ども・子育て支援法第61条の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国が定める基本指針等に即し、保育サービスや各種の子育て支援事業等の推進について定めた計画です。

また八千代市こども計画は、八千代市のまちづくりの方向性を示した「八千代市総合計画」のめざす将来都市像である「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」を上位計画として、その他関連計画等と整合を図ります。

- ②計画期間：令和7年度から令和11年度まで（5年間）

- ③基本理念：～「すべてのこどもが健やかに育つまち やちよ」をめざして～

(3) 子ども・子育て会議と事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第7項の規定により、事業計画を策定又は変更しようとするときは、八千代市子ども・子育て会議に意見を聴くこととされています。

今回は、事業計画の変更に当たり、本会議に意見を聴くものです。

2 主な3つの変更点等について

令和7年9月16日付け こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡『「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について』の第1こども誰でも通園制度に係る市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定 1 基本指針の改正内容 (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係において示された以下の【主な変更①】 【主な変更②】 2点について変更を加えることといたしました。

また、令和7年9月29日付け こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う留意事項について」の第2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画の変更等 1 満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画の変更において、示された以下の【主な変更③】について変更を加えることといたしました。

【主な変更①】

基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。

【主な変更②】

基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

【主な変更③】

満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う必要な変更を加えること。

【主な変更①】

基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。

108ページ現行

単位：人日

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（A） | 61 | 60 | 60 | 58 | 58 |
| 確保方策（B） | 0 | 55 | 70 | 85 | 100 |
| 過不足（B）-（A） | ▲61 | ▲5 | 10 | 27 | 42 |

変更後

単位：人日

| 0歳児 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（A） | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 確保方策（B） | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 過不足（B）-（A） | 20 | 20 | 20 | 20 |

単位：人日

| 1歳児 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（A） | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 確保方策（B） | 84 | 84 | 84 | 84 |
| 過不足（B）-（A） | 44 | 44 | 44 | 44 |

単位：人日

| 2歳児 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（A） | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 確保方策（B） | 84 | 84 | 84 | 84 |
| 過不足（B）-（A） | 44 | 44 | 44 | 44 |

| | |
|---------------|--|
| 令和8年度0歳児量の見込み | <算定> (必要受入れ時間数① ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数②) × 利用率③ = (4100h ÷ 176h) × 0.098 = <u>2人(時間あたり)</u> × ④ = <u>16人日</u> |
| | <上記算定に用いた要素について> ①4100時間(対象児童数★×10h) ★{(就学前児童数※-3号利用定員数) ÷ 3} ÷ 2 ※令和7年3月に策定した八千代市こども計画の人口推計を使用 ②176時間(8h×22日) ③9.8%(令和6年3月作成ニーズ調査より) ④8時間(1日当たりの受入可能時間) |

| |
|---|
| (量の見込みについて) 令和8年度から11年度まで各年度の対象年齢ごとに上記「令和8年度0歳児量の見込み」の<算定>同様に算定すると0歳児は、各年度16人日、1・2歳児は、各年度40人日となり、左記「変更後」のとおりとした。 |
|---|

(確保方策について) 公立2園、民間1園で積算。

公立2園の確保数(0歳児3人/h, 1歳児3人/h, 2歳児3人/h)に1日の開所予定時間の6h・日の2園分(12h・日)を乗じて、各年児36人日とした。

民間1園の確保数1歳児の6人/h, 2歳児の6人/hに1日の開所予定時間の8h・日に乗じて、各48人日とし、1~2歳児の各36人日に足し合わせ各84人日とした。

【主な変更①】

基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。

提供体制の確保の内容について、これまでの教育・保育施設等同様に既存施設を活用しつつ必要に応じて柔軟に検討を加えられるように以下のとおり変更。

| | 現行 | 変更後 |
|---------------|--|--|
| 目次 | <p>第5章 子ども・子育て支援事業計画 87</p> <p>1 教育・保育等の提供区域の設定 88</p> <p>2 幼児期の教育・保育の充実 90</p> <p>3 地域子ども・子育て支援事業の充実 101</p> | <p>第5章 子ども・子育て支援事業計画 87</p> <p>1 教育・保育等の提供区域の設定 88</p> <p>2 乳幼児期の教育・保育等の充実 90</p> <p>3 地域子ども・子育て支援事業の充実 101</p> |
| 89 ページ 最下段 | | <p>※4の★乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度以降乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項となります。</p> |
| 90 ページ | <p>2 幼児期の教育・保育の充実</p> <p>（1）量の見込みと確保方策</p> <p>令和5年度に実施したアンケート調査を基に、各認定区分に応じた教育・保育の「量の見込み（需要量）」を市内7区域ごとに算定し、それに対応する「確保方策（供給量）」を定めることで、計画的に教育・保育の提供体制の確保を図ります。</p> | <p>2 乳幼児期の教育・保育等の充実</p> <p>（1）量の見込みと確保方策</p> <p>令和5年度に実施したアンケート調査を基に、各認定区分に応じた教育・保育等の「量の見込み（需要量）」を市内7区域ごとに算定し、それに対応する「確保方策（供給量）」を定めることで、計画的に教育・保育等の提供体制の確保を図ります。</p> |

90ページ現行【教育・保育事業】

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-----|---------------|---|------------------|
| 49 | 教育・保育施設等の整備事業 | 全てのこどもが、発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、量の見込みに対応した確保方策を基本としつつ、保育ニーズの実態に応じた必要な受け皿を確保します。 | 子育て支援課 子ども保育課 |

変更後【教育・保育等事業】

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-----|---------------|---|------------------|
| 49 | 教育・保育施設等の整備事業 | 全てのこどもが、発達段階に応じた乳幼児期の教育・保育等を受けることができるよう、量の見込みに対応した確保方策を基本としつつ、保育ニーズの実態に応じた必要な受け皿を確保します。 | 子育て支援課 子ども保育課 |

【主な変更①】提供体制の確保の内容

【主な変更①】提供体制の確保の内容

| | 現行 | 変更後 |
|--------|---|---|
| 91 ページ | <p>《 受け皿の確保に関する方針 》</p> <p>○受け皿の確保にあたっては、長期的視点に立ち、新たな施設整備は最小限に抑え、公立保育園や幼稚園の預かり保育（認定こども園含む）など既存施設を最大限に活用します。</p> <p>○幼稚園の預かり保育等については、就労している人でも利用しやすいように、預かり時間の延長や長期休業中における預かりの拡充に向け、取り組んでいきます。</p> <p>○確保方策については、隣接している地域的な特徴や教育・保育施設の利用実態を考慮し、隣接地区の供給量を踏まえて対応します。</p> | <p>《 受け皿の確保に関する方針 》</p> <p>○受け皿の確保にあたっては、長期的視点に立ち、新たな施設整備は最小限に抑え、公立保育園や幼稚園の預かり保育（認定こども園含む）など既存施設を最大限に活用します。</p> <p>○幼稚園の預かり保育等については、就労している人でも利用しやすいように、預かり時間の延長や長期休業中における預かり等の拡充に向け、取り組んでいきます。</p> <p>○確保方策については、隣接している地域的な特徴や教育・保育施設等の利用実態を考慮し、隣接地区の供給量を踏まえて対応します。</p> |

| 認定区分 | 確保方策 |
|----------------|--|
| 1号認定 | 幼稚園等の送迎バスの利用により、広範囲にわたって利用されている実態を考慮し、市全域では必要な受け皿が確保されていることから、現状の幼稚園及び認定こども園の定員数とする。 |
| 2号認定 (教育希望) | 既存の幼児教育施設における預かり保育等の拡充 |
| 2号認定 (保育希望) | 必要性に応じた認可保育園等の整備による拡充 |
| 3号認定 | 待機数に応じた小規模保育事業所等の整備による受け皿の拡充 |

変更後

| 認定区分 | 確保方策 |
|----------------|--|
| 1号認定 | 幼稚園等の送迎バスの利用により、広範囲にわたって利用されている実態を考慮し、市全域では必要な受け皿が確保されていることから、現状の幼稚園及び認定こども園の定員数とする。 |
| 2号認定 (教育希望) | 既存の幼児教育施設における預かり保育等の拡充 |
| 2号認定 (保育希望) | 必要性に応じた認可保育園等（満三歳以上限定小規模保育事業所含む）の整備による拡充 |
| 3号認定 | 待機数に応じた小規模保育事業所等の整備による受け皿の拡充 |
| 乳児等支援給付認定 | 各認定区分の量の見込み等を考慮した既存施設等活用による拡充 |

【主な変更①】提供体制の確保の内容

【主な変更②】

基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

| | 現行 | 変更後 |
|-----------------|----|---|
| 90 ページ 枠内 | | « 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進 » 教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援を一体的に提供する体制を確保するため、必要利用定員総数及び利用定員の総和を勘案した上で、各事業所の意向を確認しながら、既存施設での乳児等通園支援を推進することで、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進に努めます。 |

【主な変更③】

満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う必要な変更を加えること。

これまでの教育・保育施設等同様に既存施設を活用しつつ必要に応じて柔軟に検討を加えられるように以下のとおり変更。

91ページ現行

| 認定区分 | 確保方策 |
|----------------|--|
| 1号認定 | 幼稚園等の送迎バスの利用により、広範囲にわたって利用されている実態を考慮し、市全域では必要な受け皿が確保されていることから、現状の幼稚園及び認定こども園の定員数とする。 |
| 2号認定 (教育希望) | 既存の幼児教育施設における預かり保育等の拡充 |
| 2号認定 (保育希望) | 必要性に応じた認可保育園等の整備による拡充 |
| 3号認定 | 待機数に応じた小規模保育事業所等の整備による受け皿の拡充 |

変更後

| 認定区分 | 確保方策 |
|----------------|--|
| 1号認定 | 幼稚園等の送迎バスの利用により、広範囲にわたって利用されている実態を考慮し、市全域では必要な受け皿が確保されていることから、現状の幼稚園及び認定こども園の定員数とする。 |
| 2号認定 (教育希望) | 既存の幼児教育施設における預かり保育等の拡充 |
| 2号認定 (保育希望) | 必要性に応じた認可保育園等(満三歳以上限定小規模保育事業所含む)の整備による拡充 |
| 3号認定 | 待機数に応じた小規模保育事業所等の整備による受け皿の拡充 |
| 乳児等支援給付認定 | 各認定区分の量の見込み等を考慮した既存施設等活用による拡充 |

【主な変更③】

| 区分 | 対象年齢 | 保育の必要性 | 利用施設 |
|------|-------|--------------------|-------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上 | 幼児期の学校教育 (教育認定) | 主に幼稚園、 認定こども園に該当 |
| 2号認定 | 満3歳以上 | 保育の必要性あり (保育認定) | 主に保育所、 認定こども園に該当 |
| 3号認定 | 満3歳未満 | 保育の必要性あり (保育認定) | 保育所、認定こども園、 地域型保育に該当 |

変更後

| 区分 | 対象年齢 | 保育の必要性 | 利用施設 |
|------|-------|--------------------|-----------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上 | 幼児期の学校教育 (教育認定) | 主に幼稚園、 認定こども園に該当 |
| 2号認定 | 満3歳以上 | 保育の必要性あり (保育認定) | 主に保育所、認定こども園、 <u>地域型保育</u> に該当 |
| 3号認定 | 満3歳未満 | 保育の必要性あり (保育認定) | 保育所、認定こども園、 地域型保育に該当 |

【主な変更③】

3 今後のスケジュール

| | |
|------------------|---------------------------|
| ①令和8年2月24日 | 八千代市子ども・子育て会議にて変更案の策定(予定) |
| ②令和8年3月上旬 | 千葉県へ八千代市こども計画書(変更案)協議提出 |
| ③令和8年3月上旬以降 | 千葉県協議に対する回答 |
| ④上記③千葉県協議に対する回答後 | 八千代市こども計画変更の決定 |
| ⑤令和8年3月中 | 千葉県へ八千代市こども計画提出 |